資料　１２－１

行財政改革等の国の動向

にかほ市ガス水道局

目　　次

１　行財政改革の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
★今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(抄)・1
（平成13年6月26日閣議決定）
★経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・2
（平成14年6月25日閣議決定）
★経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・3
（平成16年6月4日閣議決定）
★規制改革の推進に関する第2次答申(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
（平成14年12月12日総合規制改革会議答申）
★規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（平成15年3月28日閣議決定）
★規制改革・民間開放推進3か年計画(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
（平成16年3月19日閣議決定）
★規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
（平成17年3月25日閣議決定

２　総務省が示す民間的経営手法の導入促進・・・・・・・・・・・7

３　制度改正・規制緩和の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

公営ガス事業の経営環境

地方公営企業は、市民生活に身近な社会資本を整備し、不可欠のサービスを提供する重要な役割を果たしてきた。

近年、地方公営企業としてのガス事業経営は、地方分権や行財政改革の進展、制度改革・規制緩和の推進、低廉な料金による決め細やかな公的サービスの提供方法の多様化など、公営ガス事業を取り巻く環境の変化や厳しい経営環境の中、公的役割の再検討に基づく、業務の簡素化・効率化、組織の見直し、民間活力の導入などが求められている。

1　行財政改革の進展

★今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(抄)
（平成13年6月26日閣議決定）

2　構造改革のための７つの改革プログラム

(1)　民営化・規制改革プログラム

「民間にできることは、できるだけ民間にゆだねる」という原則の下に、国民の観点に立って、特殊法人等の見直し、民営化を強力」に推進し、特殊法人等向け補助金等を削減する。郵政事業の民営化問題を含めた具体的な検討、公的金融機能の抜本見直しなどにより、民間金融機関をはじめとする**民間部門の活動の場と収益機会を拡大する。**

医療、介護、福祉、教育など従来主として公的ないしは非営利の主体によって供給されてきた分野に競争原理を導入する。国際競争力のある大学づくりを目指し、民営化を含め、国立大学に民間的発想の経営手法を導入する。また。規制を極力撤廃し、自由な経済活動の範囲をできる限り広げるとともに、消費者、生活者本位の経済社会システムを実現する。

(6)　地方・自立活性化プログラム

「個性ある地方」の自立した発展と活性化を促進することが重要な課題である。このため、すみやかな市町村の再編を促進する。歳出の効率化を図り、受益と負担の関係を明確化するとの観点に立ち、地方財政の立て直しを行う。

「行政サービスの権限を住民に近い場に」を基本原則として、国庫補助負担金を整理統合するとともに、国の地方に対する関与の縮小に応じて、地方交付税制度を見直す。特定の事業について、地方の負担意識を薄める仕組みを縮小するなど、制度の簡素化を行う。また、地方行財政の効率化などを前提に、地方税の充実確保により、社会資本整備・社会保障サービス等を担う主体として地方行政の基本的な財源を地方が自ら賄える形にすることが必要である。

水道など地方公営企業への民間的手法導入を促進し、介護福祉、まちづくり、リサイクルなど社会事業を担うＮＰＯの支援強化など地方の活性化を図る。

★経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(抄)

（平成14年6月25日閣議決定）

第２部　経済活性化戦略

２　６つの戦略、３０のアクションプラン

(3)　経営力戦略

（規制改革や政府活動の効率化を通じた高コスト構造の是正）

我が国の産業の競争力を高めるため、運輸、流通、エネルギー、ＩＴ分野等の規制改革等を通じて競争環境を整備する。

・経済産業省は、引き続き電力・ガスの公正かつ透明性の高い供給システムを実現するため、小売の自由化範囲の拡大などの規制改革の徹底を図る。

・関係府省は、上下水道業務の民間委託、公営ガスの民営化を推進する。

第４部　歳出の主要分野における構造改革

４　その他

(3)　公的部門の効率化

納税者の視点に立ち、公的部門の無駄を排除する。この観点から、以下の新しい行政手法に公的部門全体で取り組む。

①　民間委託（アウトソーシング）ＰＦＩ等の活用

従来公的部門が直接行ってきた事務事業で民間委託やＰＦＩ等を積極的に活用する。各府省は一定範囲の事務事業について、民間委託やＰＦＩ等の適否を検討し結果を公表する。こうして方式を、当面試験的に導入する。

★経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(抄)

（平成16年6月4日閣議決定）

第１部　「重点強化期間の主な改革」

１　「官から民へ」、「国から地方へ」の徹底

(2)　規制改革・民間開放の積極的推進

・国及び地方公共団体の事務事業の民間への移管（民営化、民間譲渡、民間委託）を推進するとともに、公共施設の民間による管理運営、利活用の促進を図る。

(3)　地域の真の自立

・民間との効率性比較による事務事業のアウトソーシング、公の施設を民間事業者が管理できる制度（指定管理者制度）の積極的活用、**地方公営企業の民営化、民間譲渡、民間委託といった地方行政改革の推進が必要である。**また、地方公務員の給与等について、その適正化を強力に推進するとともに、地域の民間給与の状況をより的確に反映し決定できるよう、人事委員会機能の強化をはじめとしてその在り方を見直す。国はそのための参考となる指標を整備する。

★規制改革の推進に関する第2次答申(抄)

（平成14年12月12日総合規制改革会議答申）

―経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革―

第１章　横断的分野

２　民間参入の拡大による官製市場の見直し

１　官民役割分担の再構築

近年の経済・社会環境の急速な変化に伴い、財・サービスに対する消費者のニーズは多様化している。しかしながら、我が国の経済・社会システムは、必ずしもこのような多様化するニーズに十分に応えていない面がある。運営主体の制限を行うなど公的関与の強い市場及び公共サービス分野（いわゆる「官製市場」）については、このような傾向が特に強いと考えられる。

公共サービス分野については、従来、政府部門が直接自らサービスを提供することが一般的であった。しかしながら、民間の多様なサービス産業が発展してきている今日、公共サービスの提供についてもできる限り民間事業者に委ねていくことにより、今まで以上に消費者の多様なニ

ーズに対応した良質で安価なサービスを提供することが可能になっていると考えられる。

したがって、**公共サービス分野について、時代に即応した官民役割分担の再構築を行うことにより、民間参入を積極的に推進していくことが必要である。**

これらの基本原則や基準は、今日でも公共サービス分野における官民役割分担の再構築を検討していく際に妥当とするものと考えられるが、本来、財**・サービスの供給は市場における民間活動によることが基本であることを検討に際しての出発点とすることをより明確にする観点から「民間でできるものは官は行わない」**という考えを基本に置いていくこと適当であると考える。

このような考え方に沿い、従来公共サービスとされてきたものであっても、現在では「市場の失敗」が存在しないと認められるものについては、全面的に民間参入を進めていくべきである。また、当該サービスの全体を見れば「市場の失敗」が存在すると認められるものであっても、必らずしも当該サービスの提供にかかる業務の全てを政府部門が直接自ら行う必要があるとは限らない。当該**サービスが担う諸機能やサービスが提供される地域の状況等に応じて、コスト面やサービスの質の面等に留意しつつ民間参入を進めていくべきである。民間参入の形態としては、民営化、民間への事業譲渡、民間委託が考えられる**が、業務の内容や市場の状況等に応じて適切な形態を選択していく必要がある。これらにより、現在でも民間の参入が可能な公共サービスについて民間参入の機会の拡大が図られるとともに、現在では民間の参入が認められていない公共サービスについても多様な民間参入が可能となるものである。

★規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(抄)

(平成15年3月28日閣議決定)

2　「民間参入の拡大による官製市場の見直し」

(1)　公共サービス分野における民間参入

⑦　公営ガス事業等の地方公営企業

公営ガス事業については、業財政改革の進展等により、民間への事業譲渡や民間委託が進められているが、既に同様の民間事業者が多数存在している状況を踏まえ、<u>さらに民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進すべきである。</u>

また、公営バス事業、病院事業等の地方公営事業においても、同様に民営化、民間への事業譲渡、民間委託を進めるべきである。

★規制改革・民間開放推進3か年計画(抄)

（平成16年3月19日閣議決定）

Ⅱ　重点計画事項

1　「規制改革推進のためのアクションプラン」の適切な実行

13　公共施設・サービス等の民間開放の促進

(1)　公共施設等の民間による「管理・運営」(「建設・所有」）の推進

地方自治法(昭和22年法律第67号）上の「公の施設」など公共施設等の管理・運営については、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、効率的かつ効果的にサービスを提供することが求められている。

したがって、以下のような観点から、公共施設等の民間事業者による管理・運営等をより一層推進する。

(3)　公共サービスの民間による実施(「民間委託・アウトソーシング」)の推進

‥‥‥‥‥総合規制改革会議及び地域再生本部におけるこうした取組の中で、行政サービスの民間開放等については、以下のような対応を行う。

内閣府が平成15年11月26日にまとめた「行政サービスの民間開放等に係る論点について」にあるように、**行政サービスの民間開放には、民間事業者による創意工夫ある取組によってサービスが効率的・効果的に実施される**ことや、これまで地方公共団体が直接担当してきたサービスについて地域の特性に応じた潜在的なニーズを民間の創意工夫で顕在化させ、新たなビジネスの機会や雇用の機会を創出することなど各種の効果が期待されるところであるため、これを阻害している原因がある場合には、一般的な制度的対応に加え、地域を限定して更にアウトソーシングを思い切った形で実現することを可能とするなど制度改正等による適切な対応策を講ずる。‥‥‥

9　エネルギー

2　ガス事業における自由化範囲の拡大

ガス事業分野における小売自由化範囲については、平成16年度までに50万㎥以上、**平成19年度までに10万㎥以上の需要家まで段階的に拡大する予定としている。**しかしながら、我が国におけるコージェネレーションシステムの普及状況に現れているように、需要家のニーズにおいて、「電気」と「ガス」といったエネルギー間の区分がなくなりつつある状況や、二酸化炭素の排出抑制や燃料供給源の多様化によるエネルギー安全保障の確保に資すること等から燃料電池の導入を促進すべきである点等を踏まえれば、**需要家のガス供給者に関する選択肢**

を確保するという観点は重要である。こうした点を踏まえ、ガス事業分野における家庭用を含む小規模需要家までの全面自由化の在り方等についても、自由化範囲の拡大の進展に応じその効果について速やかに評価を開始する。

★規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)(抄)

(平成17年3月25日閣議決定)

Ⅱ　１６年度重点事項

(分野別各論)

10　エネルギー・運輸

(3)　ガス事業における自由化範囲の拡大

ガス事業分野の小売自由化範囲については、平成16年4月からは50万㎥以上の需要家、**平成19年を目途に10万㎥以上の需要家まで段階的に拡大され、10万㎥未満の家庭用を含む需要家までの拡大については、自由化範囲の拡大の検証等を踏まえ、時期を逸することなく結論を得るものとされている。**

また、これまでの制度改革の結果、ガスの供給インフラ面では、多様な主体による広域パイプラインの積極的な整備が計画・推進されつつある。

また、**ガス料金の平均単価は、ここ数年低下傾向にある**ものの、国際的な比較において割高感は否めない状況であることや、技術革新の進展により小口需要家分野においても「電気」と「ガス」といったエネルギーの垣根を超えた競争が激しくなっていることを踏まえると、**今後もさらにガス市場の自由化を進めることによって、ガス市場における供給者間の競争とともに、エネルギー間の競争を促し、ガス料金の引き下げとサービスの多様化を促進すべきである。**また、**自由化範囲の拡大に伴い、需要化の選択肢が実効的に確保される方策等、必要な措置を講ずるべきである。**

よって、ガス事業分野における供給方法としては託送供給による方法と自営導管を敷設して供給する方法とがあるが、託送供給における同時同量の確保の方法について、需要家数が増えた場合にも託送を依頼する事業者に過度な負担とならない制度となるように討論し、結論を得る。【平成17年度検討開始、平成18年度までに結論】

Ⅲ　措置事項
５　競争政策関係
　エ　企業の経済活動を活性化する等のためのその他の措置
　　④　公営ガス事業等の地方公営事業における民間参入の推進（総務省）
　　ａ　**公営ガス事業については、行財政改革の進展等により、民間への事業譲渡や民間委託が進められているが、既に同様の民間事業者が多数存在している状況を踏まえ、さらに民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。**
　　ｂ　公営バス事業、病院事業等他の地方公営事業においても、同様に民営化、民間への事業譲渡、民間委託を推進する。

２　総務省が示す民間的経営手法の導入促進
（平成14年3月公営ガス事業の民営化手法研究会報告書）

国は、平成１３年６月２６日「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」いわゆる「骨太の方針」を閣議決定した。

これは、平成１３年１月に発足した経済財政諮問会議で半年間に渡る議論を経てとりまとめられたものであり、２１世紀にふさわしい経済・社会制度を確立するために、経済、財政、行政、社会などの分野における構造改革を進めるための基本方針である。

当該基本方針においては、構造改革のための７つの改革プログラムが示されたが、その中の「地方自立、活性化プログラム」において、地方の潜在力の発揮を図るために、**「水道など地方公営企業への民間的経営手法の導入を促進し、‥‥‥（中略）‥‥‥地方の活性化を図る」**ことが盛り込まれたところである。

これは、一般的に、コスト意識の欠如、非効率というイメージが持たれやすい地方公営企業に、民間的な経営手法を導入することによって、経済社会の活力を引き出し、地方の活性化を図ることを目指すものである。

各地方公営企業においては、低廉な料金によるきめ細かな公的サービスの提供の実現に向け、積極的な民間委託の推進やＰＦＩ、業績評価手法の導入によって、業務運営の合理化・効率化に真摯に取り組む必要があると考えられる。

３ 制度改正・規制緩和の状況

項　　目		内　　容
Ｈ６年６月	ガス事業法改正 （平成7.6.1施行）	・小売の部分自由化 ・大口供給の自由化 （年間契約総量200万㎥以上）
H11年５月	ガス事業法改正 （平成11.11.19施行）	・料金引下げ時の届出制導入 ・料金メニューの多様化 （選択約款制度導入） ・大口供給の自由化範囲拡大 （年間契約総量200万⇒100万㎥以上） ・託送ルールの整備
H14年２月	総合資源エネルギー調査会 都市熱エネルギー部会報告 （経済産業省諮問機関）	・大口供給の自由化範囲拡大 （平成16年4月から年間100万⇒50万㎥以上） （平成19年を目途に年間50万㎥⇒10万㎥以上） ・大口供給許可制を届出制へ ・託送供給義務の制度化 ・卸供給規制の廃止
H15年６月	ガス事業法改正 （平成16.4.１施行）	・大口供給の自由化範囲拡大 （年間契約総量100万⇒50万㎥以上） ・大口供給許可制を届出制へ ・炊く総供給の義務化 ・卸供給条件の届出制廃止

、